

－ 自賠責保険の取扱いに係る特別措置のご案内(台風10号) －

国土交通省より自動車検査証の有効期間が伸長される旨の発表がありました。

<2020年9月7日発表>

[自動車検査証の有効期間の伸長について](#)

(国土交通省ホームページ掲載)

これに伴う自賠責保険の特別措置の内容は以下のとおりです。

<伸長対象地域>

山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の全域

●対象車両

1. 車検対象車

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年9月6日から2020年9月13日までの自動車に付保された保険契約であり、2020年9月6日から2020年9月14日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月14日を限度として、これを猶予します。

2. 車検対象外車

2020年9月6日から2020年9月14日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年9月14日を限度として、これを猶予します。

特別措置の内容

対象	使用の本拠	車検期間の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予	
車検対象車	・ 今回の災害で被災されたご契約者 ・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・ その他弊社が適用妥当と判断する方	車検伸長対象地域内	有	○ 2020年 9月14日 まで	○ 2020年 11月30日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 2020年 9月14日 まで	○ 2020年 11月30日 まで

		車検伸長 対象地域外	無	×	×
車検対象外 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の災害で被災されたご契約者</li> <li>・ 今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者</li> <li>・ 今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員</li> <li>・ その他弊社が適用妥当と判断する方</li> </ul>	—	—	○ 2020年 9月14日 まで	○ 2020年 11月30日 まで
	上記以外	—	—	×	×